

第三回東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

平成24年2月21日

602会議室

午前10:00～

委員長

議題に入る前に挨拶をかねて、これからの討議のあり様等々について、委員長としてお話ししたいと思います。

国会中継で、やがて来る消費税の増税、社会保障改革、沖縄の問題等々が討論されていたが、報道番組を含めて「自分は責任を持たないが、誰か然るべき人がよく考えてくれ」というような強い印象を発言から感じました。自分の責任に応じてことをなしていくということが感じられない内容でした。以前、福島の牛が食べる飼料が放射線物質に汚染された時の問題についての報道番組を見ていましたら、コメンテーターや有識者が「なぜ予測できなかったのか、行政を含め政府の責任は重い」と声高に怒る口調で言っており、思わず「あなたご当人は予想できたのですか」と言いたくなるような内容でした。私たちは少なくとも「自分の考え、責任に応じてこの問題に対処していく」という人がある「一定の割合」で堅持していかないと大変危険であると感じました。他人のせいにして、それを叩くというのはモチベーションが上がるのか、昨今は叩き合いの社会になりつつあるということを実際に考えなければいけないと印象深く思いました。当委員会の方々は、この地域社会の中で「一定の割合」を担っている責任ある方々であると考えます。ぜひ、私たちに与えられた今回の使用料のあり方というテーマについて、現実的で責任のある、つまり、具体的で実現の可能性があり、効果が期待できるような考えをご提案していただきたいということを大変おこがましいですが、委員長という立場から皆さんに担っていただきたい。

市民のためではなく市民の立場に立ち、利用する人のためではなく利用する人の立場に立って、東久留米市の行政のためではなく行政の立場に立ってものを考え、その対応に当たっていくことをお願いしたい。そろそろそれぞれの意見がぶつかる場面も出てくるとは思いますが、民主的な当委員会を堅持して報告書を作りたいと考えておりますのでお力添えをお願いしたい。

【傍聴者入室】

委員長

それでは議題に入っていきます。第二回検討委員会の内容確認を行います。会議録にもう一度目を通していただいて、何かあれば申し述べてください。

事務局

特に意見が無いようですので、ホームページへの掲載を行います。

委員長

前回の委員からの質問事項について、事務局から回答をお願いします。

事務局

まず「施設の人件費を除く維持管理経費の合計について」ですが、資料2「各公共施設の維持管理費等（平成22年度）」にまとめました。

「浅間町コミュニティセンター図書室が廃止となった後の対応について」は、いくつかの自治会が管理する集会場になっています。

「各施設の利用者数について」は、こちらも資料2にまとめてあります。

「児童館が二回目の検討委員会の資料に載っていないことについて」は資料2に掲載していますが、地域センターと児童館は合算された数値を記載しています。

「不動橋広場について」不動橋広場は市内に29か所ある子どもの広場の一つとなっており、民間からの借り上げ地を広場として整備したもので、不特定多数が使用する公園と同じ扱いになり受益者負担となる使用料は徴収しておりません。

維持管理経費の内訳についても資料2の主な内訳に記載させていただきました。

〇〇委員

前回質問した内容は、資料2「各公共施設の維持管理費等（平成22年度）」にまとめていただいているので後で説明いただければと思います。一点確認させていただきたいのですが、資料2「各公共施設の維持管理費等（平成22年度）」の年間の維持管理経費の合計は、約5億1,900万円という認識でよいのですね。

事務局

約5億1,900万円となっています。

〇〇委員

不動橋広場は、適切な受益者負担の考え方からは、見直しの対象とするには相応しくない施設ということですね。

事務局

そのとおりです。

〇〇委員

不動橋広場については、都の調整池になる予定であり、調整池になるまでの間、市が借り上げている。

委員長

議題1「施設使用料の算出について」事務局からの説明を求めます。

事務局

資料1「施設使用料見直しのポイント」をご覧ください。施設使用料の算出についてポイントを3点にまとめました。まずポイント1について議論していただきたいと思います。ポイント1は、各施設の使用料単価について統一性を持って算出するのか、個々の施設ごとに算出するのかになります。平成7年2月の報告書では、施設内の各施設について原価（人件費などの維持管理経費）が不統一であったことから施設の経費を一つにまとめ、1平米あたりの一時間の単価を算出しています。現在の各施設の単価は同額（会議室であれば5.5円）になっています。それに対して平成18年度の共通業務運用指針では、受益者負担の考え方は、サービスの単価を基準とし個々に使用料を決定することとなっています。勝手ながら事務局として議論がしやすいようにこの様なポイント分けをしておりますので、その都度ポイントごとに議論していただきたいと考えております。

〇〇委員

ポイントごとに議論をしていくのであれば、ポイント1を議論する前に資料3-①「施設使用料の見直し（現状の経常的維持管理経費で算定）」の説明がなければ議論しようがない。

事務局

後ほど説明させていただきます。

事務局

資料2「各公共施設の維持管理費等（平成22年度）」を用いて単価を決定するとどうなるかというシミュレーションしたものが資料3-①「施設使用料の見直し（現状の経常的維持管理経費で算定）」になります。

事務局

資料2「各公共施設の維持管理費等（平成22年度）」から説明させていただきます。第二回の資料に平成22年度決算の数値を使い利用者総数などを追加しています。この資料2「各公共施設の維持管理費等（平成22年度）」に基づいて作成したものが資料3-①「施設使用料の見直し（現状の経常的維持管理経費で算定）」になります。資料3-①「施設使

用料の見直し（現状の経常的維持管理経費で算定）」の単価算出については平成7年の数式に基づいています。算出式は（経常的維持管理経費＋人件費）÷（総面積×年間平均利用可能日数×1日平均利用可能時間）となっています。資料の中では全ての施設についてシミュレーションしてはおりません。まず初めに野火止地区センター、中央町地区センターをシミュレーションしています。野火止地区センターはこの算出式に当てはめて計算すると7.566円となり、現在は5.5円ですので引き上げ率が37.6%となります。中央町地区センターについては4.1円となり引き上げ率が△25.5%となります。次のページでは、まろにえホールの会議室と大ホールについて算定しております。会議室については数式に当てはめると4.839円引き上げ率が△12.0%、大ホールは6.094円になりますが、ホール単価が高く従来は8円で算定していましたので比較すると△23.8%下がる形になります。西部地域センターの会議室とホールは、会議室が4.644円で△15.6%、ホールが4.874円で△39.1%と下がる形となっています。最後のページについては、野球場やテニスコートについて算定しています。野球場は一時間600円の単価で計算していましたが、式に当てはめると593.76円で引き上げ率が△0.01%、テニスコートは現在一時間200円の単価で計算しており、今回の式に当てはめると191.15円で引き上げ率が△0.04%となります。見直しのポイント1で個別の施設で使用料を定めるのか統一して定めるのか議論するためいくつかの施設に絞ってシミュレーションを行っています。

〇〇委員

会議室では人件費を含み、ホールでは含まない、この違いは为什么呢。ホールにも人件費は、かかっているはずで算出する条件が違っている。

事務局

算出する際に何を対象経費とするかは、ポイント2で議論していただきたいと考えております。

副委員長

まず初めに、単価の設定を施設ごとに行うのか、統一して行うのかについて決定する必要がある。

〇〇委員

資料3-①「施設使用料の見直し（現状の経常的維持管理経費で算定）」のまろにえホールについて、この施設は指定管理委託を行っていますので収入については指定管理者の収入になります。委託料から収入分を除いた金額を支払う形になりますので、この数値で計算しますと維持管理経費から除かれた形になってしまうため、使用料を足しこまないとい

けません。

〇〇委員

年間維持管理経費の中身の精査を行うべきではないか。土地借り上げ料を入れるのか、人件費は維持管理に係る人件費なのかそれとも配置された職員の人件費なのかを整理すべきだと思う。

事務局

土地借り上げ料については、年間維持管理経費の中に入っております。人的経費については、職員の人件費が入っております。

〇〇委員

減免率と減免額についてですが、地区センターだと80%を超えている。60歳以上の人がいると減免になると思いますが、これからは高齢化が進むと有料であったものがどんどん無料になってしまう。そうなるといくら値上げしても無料となって効果が無くなってしまいますので減免規定の見直しも今回できないでしょうか。

〇〇委員

地区センターの場合は、娯楽室は60歳以上の登録者を無料にしております。貸出室については様々な減免規定がありますが、基本的には有料となっています。

〇〇委員

地区センターによっては、すでに90%近くが減免となっているところもあり、ここを見直さなければ、使用料見直しの効果は出てこない。

〇〇委員

資料2ではおおよその減免額が1億700万円程あるが、この厳しい財政状況の中で減免規定の見直しをするべきではないでしょうか。今回のあり方検討委員会のテーマの一つに入っていることから検討しましょう。

資料2について質問させてください。まず一点目は小中学校の校庭・教室・体育館使用料収入が0円の理由とその他収入のスポーツセンターとまろにえホールの収入について教えてください。ポイント1の議論をするにしてもこのあたりをはっきりさせないと議論に入れません。

〇〇委員

前回の資料「庁内検討委員会報告書」をご覧くださいと小中学校施設の欄がありその中

に減免規定があります。そこに当てはまるために減免率100%となっています。スポーツセンター等のその他収入については東京都市町村総合交付金ではないかと思えます。

事務局

その他の収入については、東京都市町村総合交付金の基盤強化分となります。

副委員長

第一回の資料では、検討委員会の検討課題として使用料及び減額・免除に関する事項とありますので、減免についても議論していきます。

委員長

今後の検討委員会中では、減免の見直しについても検討する機会がありますので、〇〇委員のお話についても議論します。〇〇委員の話についても条例で決まっているということにかかわらず、検討を行います。

〇〇委員

減免も見直すのであれば、現在無料となっている施設についても資料に入れ検討するべきであると思えます。条例を見ても減免をすることができるとなっているだけで、しなければならぬとは記載されていません。

事務局

今回の資料では、無料となっている施設も表に含めた形で提示したいと思います。

副委員長

まずポイント1を議論し、このままの算出方法で単価設定を行うのか、それとも施設ごとに経費を出して単価算出を行うのかを決定しなければ先に進めないですね。資料2については、各委員詳しく伺いたいことが多々あると思えますので、事務局にはもう少し時間を取って説明していただきたい。資料2について納得できたのであれば、ポイント1について議論ができると思えます。

委員長

資料2の質疑を行ったのちに意見交換を行い、ポイント1の結論を出していきましょう。

副委員長

資料2について確認させてください。指定管理者制度を導入している施設の年間維持管理経費は、指定管理者に払った金額から収入金額を除いた金額が年間維持管理経費となっ

ているのでしょうか。

〇〇委員

考え方を申し上げさせていただきますと年間維持管理費は、主なものとして指定管理委託料が入っておりますが、この委託料は指定管理者の収入となる使用料収入を除いたものとなっておりますので、実際の維持管理経費については、指定管理委託料と使用料収入を合算したものが実態を表していると考えます。

〇〇委員

そうしますと、一例としてスポーツセンターでは年間維持管理経費が約1億2,000万円ありますが、これに使用料収入である約5,600万円を足した1億7,600万円が維持費という考えでしょうか。

〇〇委員

そうです。直営の施設については、それぞれ別に記載されていますので、足しこむ必要はないと思います。

副委員長

指定管理者制度を導入している施設は全てこのような記載方法なのですか。

事務局

指定管理者制度を導入している施設については記載方法の確認をさせていただきます。

〇〇委員

利用者総数のところで、各施設の利用のシステムが違いますし、利用頻度も異なります。予約の枠が施設ごとに決まっている施設もあるし、制限のない施設もあります。施設の使用料については、公共施設の中でも違いがあり、賢い利用者は使用料等の安い施設を使用します。

〇〇委員

広く使われるために、施設ごとに違いがあると考えます。

〇〇委員

スポーツセンターは64歳までだと1回300円で、65歳からは1回100円になりその上、10回分を買うと1回あたり80円になりますので値引きが大きい。

〇〇委員

資料2には利用率が入っていないようですが、どのような利用率となっていますか。運営方法によっても変わってくると思いますが、屋外施設などは天候によって利用できない場合もあるため、利用率も使用料を検討する際に考慮すべき項目に含めるべきだと思います。ですから、表上に項目を追加していただきたい。

事務局

資料については、利用率も含めた形で作成していきたいと思います。

〇〇委員

先ほどの話題に戻ってしまいますが、〇〇委員がおっしゃった年間維持管理経費の考え方をまろにえホールに当てはめると年間維持経費は約1億500万円になりますが、資料3-①のまろにえホール会議室のシミュレーションでは維持管理経費が約6,900万円となっています。計算式上のホール分面積で按分とある約1,800万円はどんなものなのでしょうか。

〇〇委員

まろにえホール全体で維持管理経費が算出されているため、施設の面積で経費を按分してあります。

副委員長

まろにえホールの会議室と大ホールのそれぞれの使用料単価を出すために、経費を按分しているということですね。資料3-①の単価計算については、〇〇委員のおっしゃるとおり分母に利用率をかければ、単価は高くなる。

〇〇委員

資料3-①の算出では、〇〇委員がおっしゃったように指定管理者制度を導入している施設については、分子の部分に使用料収入を足すことで分子が大きくなるということですね。分子も分母も大きく動くことからシミュレーションは再検討する必要があります。

資料2に戻りまして、その他収入の東京都市町村総合交付金は計算式に入っていないのでしょうか。

事務局

東京都市町村総合交付金につきましては、東京都からの財政援助という形で交付されているもので、市が使った一般財源に市の判断で充てているものになるため、別の事業に充てることも可能であることから、今回の議論からは除外して考えていただきたいと思いま

す。

委員長

恒久的に施設の維持に充てられる財源ではないということですね。

事務局

そのとおりです。

〇〇委員

資料2のスポーツセンターのおおよその減免額というのは、どういったものになるのでしょうか。

〇〇委員

さまざまな減免規定があるため、減免せずに徴収した場合はおおよそのくらいの金額になるという試算です。

副委員長

減免しなければ、おおよその減免額に記載されている金額が入ってくるということですね。

〇〇委員

減免については、個々に議論したほうがよいと思います。

事務局

各施設には使用料条例がありまして、そこに減免規定があります。規定の中ではどの部分について減免するのか明確に記載されているものと、その他特別に認める場合に減免するというような範囲の広い減免規定があります。この範囲の広い減免規定についてはどの部分でこれだけの減免率となっているという検証を行っていく必要があると考えます。共通業務運用指針では、減免はあくまでも特例の措置となっていることから、議論していく必要があります。

委員長

ポイント1について、何か意見ありますか。

従来どおりの統一単価で使用料を算出すべきか、個々に単価を算定し使用料を算出すべきか。

〇〇委員

受益者負担の原則から考えると、個々に算定するのがよいと思います。ただし、個々に算定した結果、施設ごとにあまりにも差がある場合には再度考慮する必要があると思います。

〇〇委員

ポイント1の考え方のうち、個々に算定する方式をとった場合が、資料3-①のシミュレーションということでしょうか。

事務局

平成7年当時は、個々に算定するという考えがなく、平成18年に共通業務運用指針では、個々に算定すべきとされていることから、個々に算定した場合のシミュレーションを掲載しています。また、ポイント2として、経常的維持管理経費としてどこまでの範囲を含めるか、個別に経費を算定するのか、含める経費は統一するのかを検討していただきたいと考えています。

〇〇委員

資料3-①は個々のケースで算定した場合、ほとんどの施設で使用料が下がる結果となっている。分母・分子の中身を考え直さないと、ポイント1の統一単価で見直すべきか個々の単価で見直すべきか判断がつかない。分母・分子に利用率などを加味した計算も行って提示していただきたい。

事務局

今回、資料3-①で提示したシミュレーションは利用率等を加味していないものですが、個々に算出した場合は施設ごとに大きな差が出てくると考えられます。加味した形で算定した場合にも施設ごとの差は出てくると思いますので、施設ごとに差が出てくる形で算定を行うべきかを議論していただきたい。

委員長

資料3-①の計算式の分子にも影響することから、見直しのポイント2についても、事務局から説明をいただきたい。

事務局

見直しポイント2については、減価償却費といったものが平成7年時点では加算されていませんでしたが、共通業務運用指針では施設に係る経費について正確に把握し算出するように指針が出されていることから算出の際に加えるべきか議論をお願いしたいと考えて

おります。

委員長

ポイント2では、経費の基礎数値となる人件費のほかに、減価償却といった経費を含めるかが議題になるということですね。

事務局

減価償却やその他の経費を含めると当然費用が上るため、単価も上昇します。

事務局

資料3-②の説明をさせていただきます。資料3-②については、資料3-①に掲載した施設の算定式に減価償却費を入れた場合のシミュレーションとなっています。西部地域センターについては、8ページ目で人件費を含んだ形でのシミュレーションも行っています。最後のページでは、テニスコートの算出に土地借り上げ料を算入した形で記載しています。

委員長

平成7年に減価償却費を入れなかったのは、どのような理由からなのか。

事務局

平成7年当時は、市の施策として目的をもって施設を整備したことから減価償却費は除いています。

副委員長

試算をする際には、減価償却費や土地借り上げ料を算入した総経費で行わなければ正確な使用料は出ないと思いますので、含めた形で試算すべきです。

委員長

試算に減価償却費や土地借り上げ料を算入した総経費で計算した場合は、使用料は上がりますね。

事務局

含めていなかった経費を含むので上昇します。

副委員長

減価償却費を入れなければ、老朽化した施設の維持費などを捻出できない。

〇〇委員

土地を購入した場合は借り上げ料が無くなるため、使用料が下がるのか。

事務局

購入した土地については、市の財産となり減価償却もないことから使用料は下がる形になります。

〇〇委員

そうなると政策的に土地を買い上げていこうという施設と、借り上げを続けていく施設では使用料に差が出てくることになりますね。

〇〇委員

市民の目線で同意が得られれば減価償却は算入していいと思います。

〇〇委員

地区センターでは風呂が無料となっていますが、風呂の維持管理費や修繕費用といったものは、その他の有料施設を利用した方が負担する形になってしまうので、あまり細かく算入すると適切な受益者負担とはならないのではないのでしょうか。市として例えば無料である風呂は経費に含めないなどの考えを示すべきではないのでしょうか。

〇〇委員

無料の施設に対する維持管理経費等の算入について別の機会に討論していくべきではないのでしょうか。

〇〇委員

国からの通達により、原則無料となっている地区センターの施設（娯楽室等）については、必要により必要最低限の使用料を取ってもかまわないとの規定もあります。

委員長

平成7年当時と比べると高齢者の人口が増えていることから、時代に合わせて維持費等を捻出するために使用料を決定していかなければならない。時代の立場に合わせて考えていかなければならないと思います。

〇〇委員

資料3-②を見ますと、値下がりするものが多いですが、当初のホールの単価などは、

どのようにして算出されているのでしょうか。

〇〇委員

当初の単価は統一の単価で算出されているものであるため、個々に算出すると下がるといふ結果になっているのではないのでしょうか。

〇〇委員

今回は、分母に利用率などを算入して資料を出していただきたい。

事務局

今回要望のありました資料が多岐にわたるため、次回提出する資料について確認させていただきます。

事務局

まず今回配付した資料2については、もう一度整理し無料施設と利用率を入れ、資料3については、スポーツセンターとまろにえホールは使用料収入を含めて、また、使用料を算定するにあたっては、利用率を入れる形でよろしいでしょうか。

委員長

平成7年の単価算出の基礎数値となったものの資料をお願いします。

事務局

わかりました。

〇〇委員

地区センター間で数値が大きく違うことから算出に使った数値の資料をお願いします。

事務局

今後の進め方としては、本日配付した資料1に沿って進めさせていただきたいと思いません。

次回の開催は、4月の開催とさせていただきたいと思いません。内容は今回と同じ算定方法について議論したいと思いません。

委員長

事務局の提案のとおりに進めたいと思いません。

事務局

次回開催日程を決めたいと思います。事務局としては4月20日の金曜日、午前10時からを提案します。

委員長

4月19日でお願いしたい。

事務局

それでは4月19日木曜日午前10時から開始でお願いします。

委員長

それでは、これで第三回検討委員会を終了します。